

# 東京都における PFI の取組みについて

東京都財務局経理部  
副参事（企画担当）  
鈴木光祐

## 1 はじめに

景気の低迷は、かつて経験したことがないほど深刻な状況が続いており、昨年にも増して財政環境は厳しい状況にある。特に平成21年度の都税収入は、前年度決算より1兆円以上の減少という過去最大の落ち込みとなっている。

一方、職員定数の減少による、職員一人当たりの「業務量」（表1）が増加する中、業務の高度・複雑化する都政運営に的確に対応するためには、既存のラインの枠を超えて横断的かつ迅速・的確に対応し、行政の実を上げていくことが不可欠となっている。

表1 職員一人当たりの「業務量」

（単位）定数：人，予算：千万円

|       | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 定数(a) | 168,134 | 167,032 | 165,293 | 165,287 |
| 予算(b) | 433,660 | 441,368 | 454,219 | 462,885 |
| (b/a) | 2.58    | 2.64    | 2.75    | 2.80    |

※「予算」は当初予算の「一般歳出」

また同時に、公民の役割分担を見直し、民間にできることは民間に委ねるとの原則の下、PFI や指定管理者制度の導入など多様な経営手法を活用してきているところである。

このPFI手法も昨年、法施行から10年という

節目を迎えた。ここで、都におけるこれまでのPFI事業の取組み状況や課題等を示す。

## 2 都における PFI 導入検討体制

都におけるPFI導入検討体制（図1）は以下のとおりである。

### （事業実施局）

都では、予定総事業費が50億円以上の施設整備事業等を実施する局は民活手法の採用に係る妥当性等を検討し、評価することを目的として、民活手法検討委員会へ付議を行うこととしている。

### （民活手法検討委員会）

民活手法検討委員会は、PFIを含む民間活力を活用した事業手法の導入可否の審査や、財務面、法務面、技術面からのチェック等を行い、導入しようとしている手法の採用等について統一的な審査と判断を実施するとともに、その結果及び経過等を取りまとめて事業実施局へ通知する。

また、必要に応じ、民活手法検討委員会外部委員の専門的見地からの意見を参考にして調査・検討を行う。

なお、全庁的な窓口として財務局内にPFI担当を設置し、事業実施局や庁内調整部門との連絡、相談、支援を行うとともに、民活手法検討委員会の事務局を担当している。

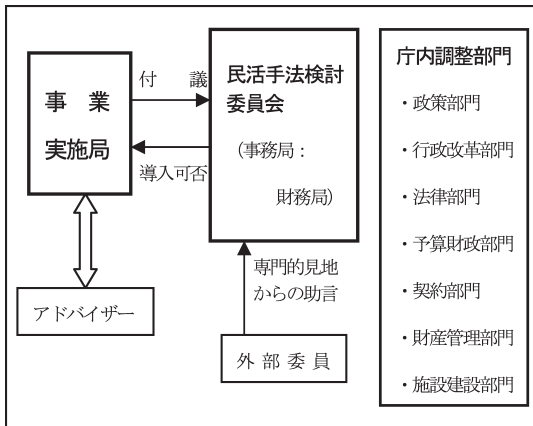


図1 都におけるPFI導入検討体制

### 3 都のPFI事業導入状況

#### (1) 都におけるPFI事業

都におけるこれまでのPFI事業検討状況は、民活手法検討委員会等へ付議した案件15件のうち、PFI手法を採用した事業は6件（表2：PFI事業一覧（知事部局））、従来方式を採用した案件は9件である。平成19年度以降、PFI事業実施数（図2）は伸び悩んでいる状況にある。

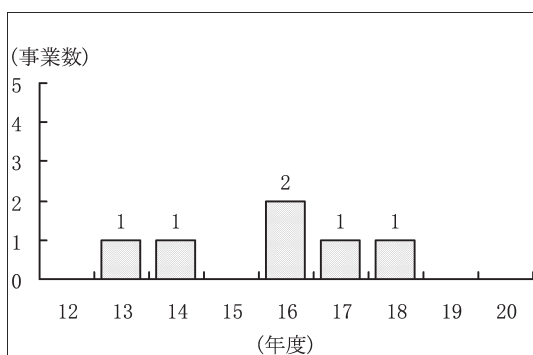


図2 PFI事業実施数

#### (2) 施設分野別の傾向

導入した6事業を見ると、「病院施設」の実施割合が最も高く50%（3事業）を占め、次いで

「社会教育施設」が33%（2事業）、「警察施設」が17%（1事業）となっている（図3）。

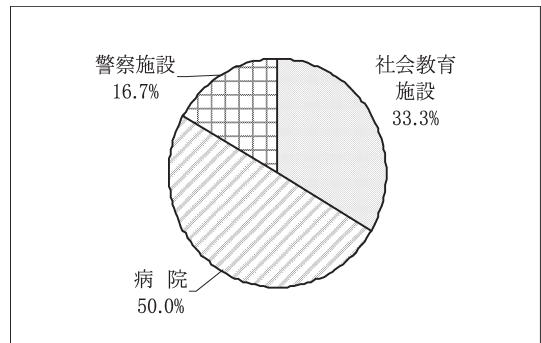


図3 施設分野別

#### (3) 施設の所有形態類型別の傾向

施設の所有形態類型別に見ると、事業期間中の施設の所有権が管理者等にあるBTO方式やRO方式を採用する事業が約80%以上となっている（図4）。この背景には、選定事業者が事業期間中施設の所有権を持つBOT方式などを採用すると、固定資産税などが課税されることによりVFMが見込まれにくいことなどが考えられる。

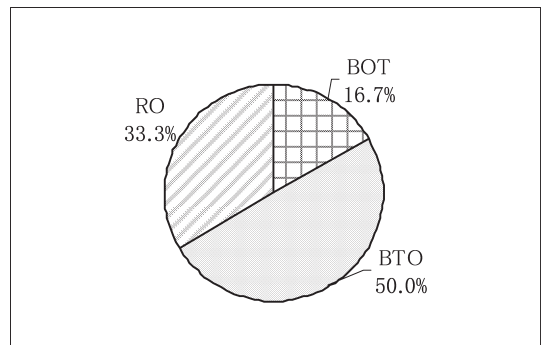


図4 施設の所有形態類型別

#### (4) 事業費回収方法別の傾向

事業費回収方法別に見ると、全ての事業がサービス購入型となっている（図5）。独立採算型の採用はない（厳密には、官民双方の資金を用いて事業を行う「JV型」だが、いずれも民間資金の割合は低く、実質的には「サービス購入型」となる）。

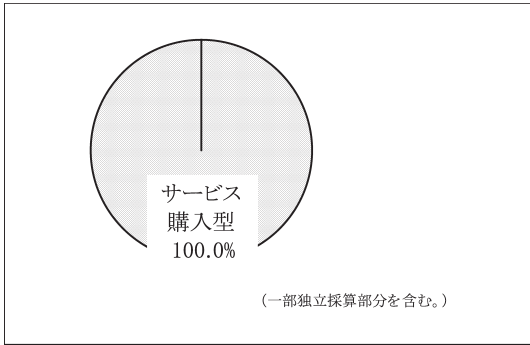


図5 事業費回収方法別

(5) 契約金額規模別、VFM 分類別の傾向

契約金額規模別 (図6) では、全て50億円以上で、「50～100億円」「100～1,000億円」及び「1,000億円以上」の割合がそれぞれ同程度であり、VFM (特定事業段階時) は、全て10%未満である (図7)。

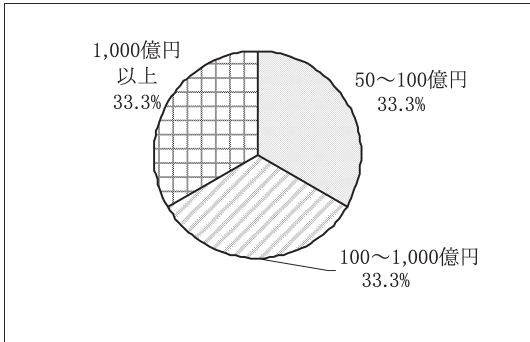


図6 契約金額規模別

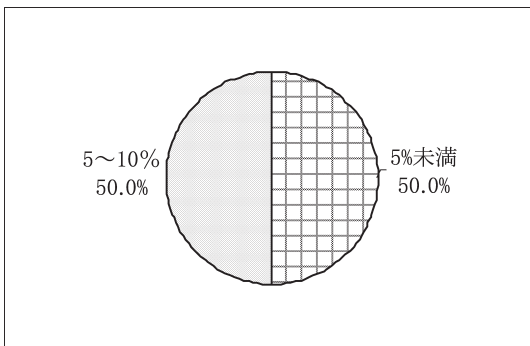


図7 VFM 分類別

## 4 都における課題等

PFI 事業は、事業規模が比較的大きいこと、事業 (契約) 期間が長期にわたること、事業契約に関わる者の数が多いことなどの特徴があり、また、法施行から11年目とまだ歴史も浅く、実際に運営を開始している事業も多いとはいえない。他の自治体においては既に破たんした事例や重大な事故が発生した事例もある。各課題については、現在国においても検討は続けられてはいるが、都におけるこれまでの導入した事例から、いくつかの検討すべき課題を示す。

### (1) 導入手続に時間がかかる

手続に従って実施すると時間がかかりすぎる等の意見がある。導入前の早い段階で調査・検討が進められるようスケジュールの見直しの検討が必要である。

### (2) VFM の算定について

PFI 方式と従来方式を比較する場合の基準は、「公共サービスは同一水準のサービスならば、より低コストで提供する」という考え方のもとに算定される、PFI 事業導入を検討する上で最も重要な評価指標としている。最近の従来方式の入札においては、価格競争が激化しており、今後、より精度の高い VFM の算定のためにはどうすればよいか検討が必要である。

### (3) 監視機能の強化について

設計・施設整備・維持管理、財務及び運営モニタリング全般を想定した統一した基準はなく、現在は個別事案別に対応を図っている。PFI 事業契約締結後のモニタリングの実効性確保に向けた検討が必要である。

#### (4) 検討対象事業の範囲について

近年は、「事業運営上の制約から、民間の創意工夫の余地が小さい。」「民間の参入意欲が期待できない。」等の理由から従来方式による施設整備という結論になるケースが増えている。

これまでの検討事例の蓄積を踏まえ、対象事業の範囲について、検証していく。

## 5 まとめ

今後、国の法改正等の動向を踏まえながら、国等関係機関と協議を進めるとともに、都のPFI事業の円滑な運営に資するための手続を整備しつつ、今後のPFI事業の適用のあり方について整理していく。

表2 PFI事業一覧（知事部局）

|   | 事業名                               | 概要   | 事業方式・形態  | 事業期間                           | 事業費      | VFM<br>(特定事業<br>選定時) | 経緯  |
|---|-----------------------------------|--|--|--------------------------------|----------|----------------------|---|
| 1 | 区部ユース・プラザ<br>(仮称)整備等事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の改修及び新棟建設に係る設計・工事</li> <li>・施設の運営・維持管理</li> </ul>                 | BOT(一部RO)<br>サービス購入型                             | 平成14年6月<br>～36年3月<br>(運営：20年)  | 約163億円   | 約8%                  | 平成13年4月：実施方針公表<br>平成14年3月：落札者決定<br>平成14年6月：契約締結<br>平成16年3月：開館                               |
| 2 | 多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設改修に係る設計・工事</li> <li>・施設の運営・維持管理</li> </ul>                         | RO<br>サービス購入型                                    | 平成15年6月<br>～27年3月<br>(運営：10年)  | 約64億円    | 約5.4%                | 平成14年7月：実施方針公表<br>平成15年3月：落札者決定<br>平成15年6月：契約締結<br>平成17年4月：開館                               |
| 3 | 多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立病院施設の設計・建設・維持管理</li> <li>・医療周辺業務等</li> </ul>                       | BTO<br>サービス購入型                                   | 平成18年8月<br>～37年3月<br>(運営：15年)  | 約2,495億円 | 約2.3%                | 平成16年10月：実施方針公表<br>平成18年1月：落札者決定<br>平成18年8月：契約締結<br>平成22年3月：運営開始                            |
| 4 | 神宮前一丁目民生再生プロジェクト                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察施設の設計・建設・維持管理</li> <li>・一団地認定業務</li> <li>・民間収益業務</li> </ul>        | BTO<br>サービス購入型                                   | 平成17年12月<br>～36年3月<br>(運営：15年) | 約57億円    | 約8.8%                | 平成16年11月：実施方針公表<br>平成17年9月：落札者決定<br>平成17年12月：契約締結<br>平成21年4月：運営開始                           |
| 5 | がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立病院の改修に係る設計・工事</li> <li>・施設の維持管理</li> <li>・医療周辺業務等</li> </ul>       | RO<br>サービス購入型                                    | 平成19年12月<br>～38年3月<br>(運営：15年) | 約1,872億円 | 約4.9%                | 平成17年12月：実施方針公表<br>平成19年3月：落札者決定<br>平成19年12月：契約締結<br>平成21年4月：運営(改修)開始<br>平成23年9月：全面供用開始(予定) |
| 6 | 精神医療センター(仮称)整備運営事業                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立病院の改修及び新棟建設に係る設計・工事</li> <li>・施設の維持管理</li> <li>・医療周辺業務等</li> </ul> | BTO<br>(社会復帰病棟はRO, 医療観察法病棟はオペレーションのみ)<br>サービス購入型 | 平成20年12月<br>～39年3月<br>(運営：15年) | 約735億円   | 約4.6%                | 平成18年12月：実施方針公表<br>平成20年3月：落札者決定<br>平成20年12月：契約締結<br>平成24年2月：運営開始(予定)                       |